

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

長期に及んだコロナ禍の影響に加え、諸物価の高騰、極端な円安、株価の騰落等により、多くの事業者は、業種・業態、規模の大小、法人・個人事業者を問わず、売上の激減、収益の悪化、顧客離れ等に見舞われ、未だに事業の存続の危機に直面し、更には倒産や廃業の危機に晒されています。

また、食料品や生活に直結する諸物価の高騰等により、事業者やサラリーマンばかりではなく、年金生活者や子育て世代を含め、多くの都民には、日々の生活への不安等、多くの苦難が降りかかっています。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして、厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足等、様々な危機に晒されています。

このような社会経済環境に加え、消費税のインボイス制度の施行に伴った小規模事業者に対する課税の強化に事務負担の増加等、厳しい事業経営を強いられ、家族や従業員等の生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、消費税を初め所得税や住民税、社会保険料等の負担の増加にあえいでいる実態にあります。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や、多くの都民の生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る下記の軽減措置について、令和7年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

令和6年10月16日

新宿区議会議長名

東京都知事 宛て